

今回は初めての試みとして、野外でTOKOおしゃべり会を行ないます。共催のCILわらじ総合協議会は、大人の障害のある人々の地域生活や就労の支援にかかわる事業者のメンバーやその他関心ある人々が寄り合って、地域全体を共に生きる場・働く場に変えてゆこうと試みている集まりで、かがし座というセンターを運営しています。今回の野外おしゃべり会では、親子を中心としたこれまでのおしゃべり会よりも広い分野のさまざまな人たちに会えることでしょう。

バーベキューやアスレチックなど遊びをまじえた集まりですので、全体でじっくり討論するというよりも、いろんな人がいることを知り、親しくなり、情報交換し、今後のつながりを強めていければと考えています。

親子で参加できるよう、夏休みの初日にしました。内牧アスレチック公園は木陰も多いので、選びました。雨のときは、同じ春日部市内の「共に生きる街づくり情報センター・かがし座」でおしゃべり会をします。初めての方も、この機会にどうぞご参加下さい。

「分け隔てられることなく」

・「共に学ぶ」が附帯決議に入る

改正障害者基本法

教育の欠格条項をなくす会準備会の要請に応じ



5月10日の国会要請行動(議員会館で)。奥で立っているのは堀利和議員。埼玉のメンバーの顔が見える。

5月27日の参議院内閣委員会で、障害者基本法改正案が決議されましたが、その際、これに併せて、教育の欠格条項をなくす会準備会で要望してきた「分け隔てられることなく」、「共に学ぶ」という文言の入った次ページの附帯決議がなされました。

なお、内閣委員会の審議のもようについては、次のURLでビデオが見られます。

http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/library/result_consider.php

なぜ附帯決議のこの部分が必要だったかといえ、今回、障害者基本法に「差別禁止」を盛り込む等の改正がなされたにもかかわらず、教育の部分に関しては当初の案には「交流教育」しか書かれておらず、明らかに文科省の「分ける教育」を肯定するものでしかありませんでした。「差別禁止」を求める障害者関係団体も、教育については関心が薄かったのです。その後、各方面からの働きかけで、「交流教育と共同学習」という文言に差し替えられました。ただ、この「共同学習」という表現は、基本的には場を分けた上での特定の学習場面での「共同」とも取れるし、「共に学ぶ」とも取れるという、あいまいなものでした。

そこで、教育の欠格条項をなくす会準備会などが議会に働きかけた結果、予定されていた附帯決議の中に「分け隔てられることなく」と「共に育ち学ぶ」という文言を入れることができました。法律の条文そのものではなく、あくまで附帯決議にとどまりましたが、国会の場で初めて「分け隔てられることは差別であること」が論議され、決議に盛り込まれた意義は大きいといえます。

なお、附帯決議の全体は、さまざまな団体の要望を総花的に盛り込んでおり、「分け隔てられることなく」というトーンで貫かれてはいません。その反対に分けてゆくことを進めかねない内容もうかがえることを付け加えておきます。

平成16年5月27日

参議院内閣委員会

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1. 障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第3条第1項の基本的理念を踏まえ、**障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることを基本とすること。**
2. 障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。
3. 障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。
4. 情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。
5. 障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、**障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。**
6. 「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

7. 国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

障害児を分けないで 5.9 教育の欠格条項をなくす会準備会シンポジウムの教育のノーマライゼーション訴え



原則分離をあいまいにして特別支援教育を進めないで 教育の欠格条項をなくす会準備会はシンポジウム「分け隔てられることのない社会を目指して」で、教育のノーマライゼーションを訴えた。

講演した大谷恭子弁護士によると、国際的には、障害者の社会参加は「障害者が社会に加わる」から「障害者が加わり社会が変わる」方向にある。

1993年に国連で、障害者の普通学校通学に政府が責任を持つよう明

記した「障害者の機会均等化に関する基準規則」が採択された。94年にユネスコ(国連教育科学文化機関)で、すべての子どもを普通学校に在籍させる統合教育を原則とするよう各国政府に勧告したサラマンカ宣言が採択された。

しかし日本では、学校教育法施行令第5条の1で普通学校就学予定の子どもを盲・ろう・知的障害・肢体不自由・病弱以外の人と規定している。大谷氏は、こうした障害者を強制的に分離する条文を、欠格条項と指摘した。

第5条の2は、特別の事情があれば「認定就学者」として普通学校就学を市町村教育委員会が認めるよう定めている。文部科学省は、特別の事情を 障害に対応した学校整備 指導面で専門性の高い教員配置 と通知した。これでは、車いす利用者ならスロープの有無で就学の可否が決まってしまう。

文科省は、昨年度の全国の認定就学者数を把握してすらいない。東京都教育委員会も実数を把握しておらず、一人もいないと推測する。大谷さんは「原則分離をやめ、国・自治体・社会の責務で統合教育を保障すべき」と強調した。

34才から定時制高校に車いすで通った野島久美子さんは、通っているうちに駅や学校のバリアフリーが進んだと話した。

また、小学校教員だった神本美恵子参院議員は、自閉症児を担当した際に、「一緒に当たり前の関係の中で共に学ぶと確信した」と言う。

準備会の木村俊彦さんは、「特別な学校・通所施設・入所施設を利用するうち、障害者に敷かれたレールはどんどん太くなる。分けられて育ち大人になったら『共に生きよう』といっても、簡単にいかない。共に育つことなくして共に生きる社会はあり得ない」と語った。(福祉新聞 6月7日号)

障害児教育分け隔てなく

基本法改正案に付帯要望

ともに育つ環境を

教育の欠格条項をなくす会準備会

「教育のノーマライゼーションなくして社会のノーマライゼーションはない」。教育の欠格条項をなくす会準備会は10日、12日に国会に提出された障害者基本法改正案に、統合教育に関連した付帯決議を求め、衆参両議員室を訪問した。

求めているのは、基本的理念の条文「障害者があらゆる活動に際して参加する権利を有する」を一層鮮明にし「分け隔てられることなく」参加に取り組むこと。一九九四年にユネスコ(国連教育科学文化機関)で採択されたサラマンカ宣言に基づき統合教育を原則とし、就学には本人・保護者の意志を尊重すること。さら



5月10日の国会要請行動(議員会館で)。石毛えい子議員が報告中。

準備会の木村俊彦さんは「子ども時代に分けられて育った人が、大人になってから障害者とともに生きようと言われても、簡単にはいかない。障害者を分けないでともに育つ経験を積み重ねる。そうしなければ、ノーマライゼーションは進まない」と語る。

要望活動中の集会では、民主党の堀利和参院議員と石毛えい子衆院議員が、改正案の教育の項目に「国と自治体は、障害のある子ども・ない子どもとの交流と共同学習を構造的に進めて相互理解を促進する」との条文が新たに盛り込まれた経緯を説明。与党案では、分離教育を前提とする「交流教育の推進」の文言だったため、「交流教育」を「交流と共同学習」に修正したという。

両氏は、統合教育に抵抗する文部科学省の影響が大きかったことも指摘した。堀氏は「付帯決議に統合教育に関する文言を盛り込み、将来の実施に向けたい」、石毛氏は「教育の場を含め、どの年齢でも地域で暮らす障害者と出会うことを当たり前にしたい」と語った。

93年に国運で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」では、障害者が普通学校に通えるよう政府が責任を持つことが明記された。サラマンカ宣言では、普通学校にすべての子どもを在籍させるインクルーシブな教育(統合教育)を原則とするよう各国政府に勧告した。

日本でも、全日本手をつなぐ育成会をはじめ統合教育を求める声は強いが、実態は国際社会の潮流とかけ離れている。障害者が普通学校に通うことは例外と位置づけられ、文科省は普通学校に通う障害者数さえ把握していない状況にある。基準規則の採択から十年後の2002年に改正した学校教育法施行令は、第5条で小中学校への入学予定者を盲者・ろう者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者以外の人と規定し、第23条の3で盲・ろう・養護学校に就学させるべき「心身の故障の程度」を示している。

(福祉新聞 5月17日号)

「通常学級望ましくない子」が74人もだって?!

2003年度春日部市就学指導結果から

例年の通り、春日部・越谷両市教委に、3月末時点の就学指導結果を請求しました。いまのところ春日部市の結果だけが届いています(次ページ)。これを見てわかるのは、まず就学指導委が総数110人の子どもを「判断」のルールに乗せ、うち74人(67%)の子どもを「盲聾養護学校、特殊学級が望ましい子」言いかえれば「通常学級での生活は望ましくない子」と判断してしまっていることです。

私達は同市教委との間で、「本来は障害のある子もない子も地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶことが大切であるが、現状ではそこで学ぶための理解や支援が十分に整っているとはいえない状況があるので、親子がそれを望みかつ必要性が認められる場合には、特殊学級や盲・聾・養護学校も用意し、そこでの教育を選択できるようにしている。」という確認を取り交わしています。これに従えば、本来の判断は110人すべてについて「通常学級で生活することが望ましい」となるべきです。

その上で、「現状ではそこで学ぶための理解や支援が十分に整っているとはいえない状況があるので、親子がそれを望みかつ必要性が認められる場合に」、「盲聾養護学校、特殊学級での生活を例外的に認めることのできる子」であるかどうかの「判断」がなされるべきですが、74人中、就学指導委の「盲聾養護学校判断」に従わずに特殊学級あるいは通常学級に就学した6人と、「特殊学級判断」に従わずに通常学級に就学した17人、計23人について「親子がそれを望み」という状況ではないのに「判断」がなされたことは明らかです。残りの51人についても、これまでの例から推察すると、強く勧められたためしかたなく...といった人も少なからずいるはずです。

昨年もそうでしたが、在学児が学年が上がるにつれ、分けられた場にふりわけられてゆく傾向が強まっています。私達と市教委の確認では「今後は、市障害者計画の「共に学ぶ教育の推進」を具体化し、『障害のある子どもと障害のある子どもが、分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの学校生活をサポートする。』施策を進めてゆく。」となっていたにもかかわらず、少しも前進していません。特に、「現在、市内の通常学級では小学校で1名、中学校で1名の障害のある生徒に教育委員会の予算で補助員を配置している。今後必要に応じ、緊急雇用対策の予算なども活用して、配置を検討してゆく。保護者に対して付き添いの強要はしない。保護者の側から『お手伝いしたい』ということをうかがうことはあるが。」といった確認など完全に反故になっています。あちこちで「付き添いの強要」がなされています。「本来ここに来るべきでなかった子」として。

この就学指導結果に示されただけでも19人の障害のある子どもが「本来ここにいるべきでない子」という扱いを受けながら通常学級で学んでいることがわかります。共に育ち合う関係を支えてゆくために、教委・学校の姿勢をあらためさせなくてはなりません。

これらの確認は、春日部市障害者計画にも盛り込まれており、その実現は私達と市教委のみならず、市をあげて取り組むべき課題です。一緒に動き始めましょう。

2003 年度春日部市就学指導結果 就学児分 (2004.3)

就学指導委の判断		うち盲聾養護学校に就学	うち特殊学級に就学	うち通常学級に就学
盲聾養護学校判断	14	11	1	2
特殊学級判断	9	0	6	3
通常学級判断	8	0	0	8
転入・編入等	1	0	1	0
判定の総計	32	11	8	13

2003 年度春日部市就学指導結果 (在学児)

就学指導委の判断		うち盲聾養護学校に就学		うち特殊学級に就学		うち通常学級に就学	
		それまで通常学級在籍	それまで特殊学級在籍	それまで通常学級在籍	それまで特殊学級在籍	それまで通常学級在籍	それまで特殊学級在籍
養護学校判断	9	0	6	0	3	0	0
特殊学級判断	42	0	0	11	17	14	0
通常学級判断	25	0	0	2	0	23	0
転入・編入	2	0	0	2	0	0	0
計	78		6		35		37

春の TOKO おしゃべり会からひとこと集

(4月19日:越谷市大袋の白いキャンバスで)

- SK(春日部市) 今日のように出席者が少なくても、おしゃべり会を続けていくことが大事だと思っ
てやっている。
- I(越谷市) この白いキャンバスは学校で他の子ども達と一緒に育ってきた障害のある子どもが、卒業後も社会の中で働いていきたいということでやっている。リストラされた後 15年も家にいた人も一緒にやっている。
- SE(越谷市) 彼が来るようになって、話していて、私が中学生のとき同じ学校の特学にいたことがわかった。
- OK(越谷市) OKです。
- OI(越谷市) 彼女は今年の3月で定時制高校を卒業した。2年前から昼間は白いキャンバスに通いながら、夜は高校へ。今年は2月から「家庭研修」ということで、昼こちらに来るだけになっていた。卒業して本人も親も楽になった感じ。高校は1学年1クラスで、今年の卒業生は20数人。この高校に入ってきて、知的な障害のある生徒と一緒にいることに驚く子が多い。それだけ一緒にいることを体験しないで来ている。協力してくれていた教員達が異動になり、学校の雰囲気が変わってきた。
- SE(越谷市) ここにいるのが息子のSTです。去年中学を卒業し、いま16才。白いキャンバスに来て、OKさんの世話を焼くのが好きになっている。時にはOKさんにとって迷

惑かなと思うこともあるが、学校にいたときは、迷惑をかけたり、かけられたりして育ってきた。最近考えさせられる事件があった。この男同士2人で近くの公園に遊びに行くのだが、先日公園のあるマンションの管理人が「わいせつ行為をしていた！」と怒って来た。いろいろ言われることがどうも腑に落ちない。先入観で見られている感じ。学校から離れていて、久しぶりに世間の洗礼を受けた思いだが、みんなで考えてゆきたい。

N(越谷市) 知的な障害のある子が高校に入りたいと要望していることについて、今年高校生になったうちの子は「なんで?!」と、理解できない。でもその子が高校生活を楽しんでいるのを見て、やっぱりみんな高校に行きたいよなと私は思う。

SR(幸手市) がんばってまーす。

S(幸手市) Rは会社をやめさせられてから、家事と一緒にがんばってます。毎週土曜日に歩く会をやっている。

SY(幸手市) 外にいるときがほとんどで、いろんなことをやっています。

SK(春日部市) 娘は37歳。最近、自分の年齢と生年月日が出てこなくなった。カレンダーに書いて、やっと出てきた。いろんなことを忘れてる。数字がわからない。この4月からは自宅から徒歩5分の作業所との往復。前からやっていた火曜日の黄色い部屋の電話番号がいま唯一の仕事。

HS(春日部市) 越谷市の委託事業で生活支援センターの職員。その機関紙の取材で来た。

KH(越谷市) 生活支援センターの非常勤職員。上の子は高校を中退した後、しばらくして通信制に。この3月やっと卒業。下の子は高校生。学校から帰ると朝まで家にいる。問題がなさすぎて世の中に出てから問題があるんじゃないかとも思うが、まあいいかと。

HK(越谷市) 日本青年奉仕協会の長期ボランティアとしてわらじの会に派遣されている。

TOKOアンケート回答・追加発表です

今年1月にお送りしたアンケート(24人分)の結果をTOKO NO.128で発表しました。その後送られてきた分について、ここに発表させていただきます。ご協力ありがとうございました。

小学校6年生(普通学級)

- ・オープンスペースになったため、クラスの仕切りがない分、出入りしやすいようで、他のクラスに行き来している。
- ・(TOKOについて)会ったことのない方、会えない方の近況で、先の課題など見えて、参考になる。また行政との話など、興味深く読ませてもらっている。(主人も目を通すので、ありがたいです。)
- ・(おしゃべり会)休日といっても人それぞれだと思うので、やる人の都合でよいと思うのだが。
- ・(その他)いつもアドバイス、忙しいにもかかわらず、まめに返答いただき、ありがとうございます。すごく助かっています。はがきおそくなりました。

小学校5年生(普通学級)

- ・この1年、娘はとても変わったような気がします。授業参観では自分から進んで手を上げ発表したり、いままでよりも大きな声でしゃべるようになっていました。親子ともども自分の意見が言えるよう努力していきます!!
- ・(TOKOについて)アンケートが遅くなってしまい申し訳ありません。いつも「TOKO」じっくりと読んで、楽しませて頂いたり、元気を頂いたり、知恵を頂いたりしており、いつも次号を楽しみに

しています。

- ・(おしゃべり会)なかなか参加できませんが、いつもTOKOでの報告をありがとうございます。
- ・(その他)娘の宿泊学習のとき、大変お世話になりました。住所が変わりましたが、これからもTOKOの送付をお願いいたします。

小学校3年生(普通学級)

- ・担任の先生が理解あり、支援員の先生も保育所にいた先生が付き、よい状況です。クラスの友達、35人ほどいますが、仲良くしています。でも、最初は通学班から追い出されたり、学校からの嫌がらせなどありからの出発でした。
- ・(TOKOについて)いろいろな親の人たち、その他の人たちの意見を読ませていただいて、共に育つことの意味、本来あるべき姿のイメージや情報がいきわたっていない現状も見えた気がしました。
- ・(おしゃべり会)近くでやっていただければいいなと思います。
- ・(その他)埼玉でのいろいろな活動(TOKOも含めて)の全体像、特徴がよくわからないため、私自身どう関わっていったらよいのかわからないのですが。

小学校3年生(普通学級)学童も行ってます

- ・3年生になると、本人もまわりも成長して、学校も慣れてきたのか？あまりトラブル無く過ぎています。ただ、理解者が増えてくるのも(?)できないことを先回りしてやってもらってしまうことも多々あり、それも悩みです。でも毎日元気に登校してますので、少し様子を見ています...
- ・(TOKOについて)就学猶予のことが書いてあったのですが、それは普通学級に入学させるよりも大変なエネルギーを使うことを考えてほしいです。本来就学させるべき子どもを、就学させないのですから、教委からの説得は大変なものです。そして、1年遅れで就学させたことを、本人そして周りの子どもにどのように説明できるのか？簡単に考えている人は、今一度考えてください。私は娘に就学猶予を受けさせましたが、それが本人にとって一番いい選択だと自信を持って教委と話し合いました。本当に大変でした。特学がイヤで就学猶予との考えは、私は納得できません。1年遅らせたほうが本当に子どものためだと思わない選択はまちがっていると思います。< 猶予を考えている人たちへ >
- ・(おしゃべり会)参加してみたいのですが、いつも何かと重なって行けません。今度こそは参加したいです。

知的養護学校小学部3年生

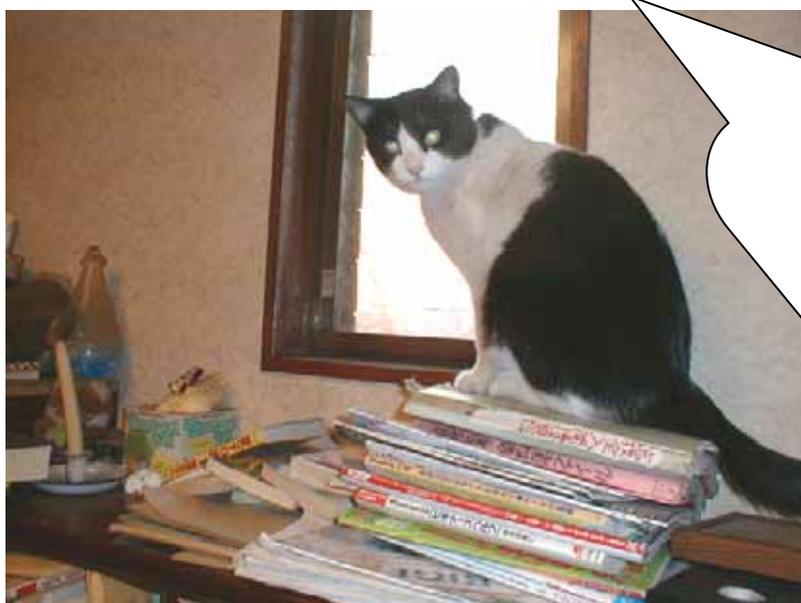
- ・1年ほど前からまたひきつけるようになりました。楽しく学校に通ってます。

小学校1年生(普通学級)

- ・車椅子用の机、手洗い場を用意していただいて入学できたが、入学して2ヶ月以上がたったが、毎日、母親である私が朝から終日付き添っている。社協にボランティアをお願いしたが、まだまだ当分の間は無理そうである。市教委に相談したが、「設備は整えたいし、介助は付けられないと言ってある。あとは学校でやってもらうしかない」とのこと。ボランティアのことも言ったが、「お金を払わないとボランティアは来ない」と言われた。大学にボランティアをお願いしようかと考えている。担任の先生と私だけががんばっていて、二人とも体調を崩している。
- ・(おしゃべり会)平日は学校に付き添っているの、休日にやっていただきたいです。

誰でも参加できるイベント情報 6・7月

- 6月** 18日(金) 高校問題県教育局交渉 2じ 埼玉県職員会館4階
19日(土) 講演会「共に働く社会をめざして」講師・増田秀暁さん
1じ半 越谷市中央市民会館
20日(日) CILわらじ総合協議会総会 10じ ゆっく武里
21日(月) どの子も地域の公立高校へ埼玉連絡会事務局会議
8じ 南浦和・ぺんぎん広場
24日(木) 支援費問題県交渉 2じ 埼玉会館
26日(土) 埼玉障害者市民ネットワーク合宿(～27日)
3じ 吉見フレンドシップハイツ
- 7月** 9日(金) ネットワーク・社団合同事務局会議
1じ半 新座・福祉の里
10日(土) わらじり サイクルフェスタ夏
10じ せんげん台第2公園
11日(日) NPO法人職場参加を進める会設立総会&交流会
1じ 越谷市中央市民会館&活動センター予定地
21日(水) 障害者の職場参加を語る会 10じ 越谷市役所地下
25日(日) 野外TOKOおしゃべり会 11じ内牧アスレチック公園



25日の野外おしゃべり会に参加予定の方はお早めにご一報を！
黄色い部屋：
048-737-1489 fax
048-736-7192
かがし座： & fax
048-734-9390